

## 別表第2(第3条関係)

(平12規則131・平12規則140・一部改正)

項目	整備基準	適用施設
1 建築物		
(1) 出入口	<p>多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口又は駐車施設へ通ずる出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法のを80cm以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	建築物
(2) 敷地内の通路	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>3 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けた場合は、この限りでない。</p> <p>4 直接地上へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該施設の敷地に接する道若しくは空地(建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下この表においてこれらを「道等」という。)又は車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下この表において「車いす使用者用駐車施設」という。)に至る一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通</p>	建築物

	<p>路については、この限りでない。</p> <p>イ 幅員は、120cm以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合においては、5に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第百129条の#第2項第1号又は第2号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下この表において同じ。)を設けること。</p> <p>5 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を120cm(段を併設する場合にあつては、90cm)以上とすること。</p> <p>ロ 勾こう配は、1/12(高低差が16cm以下の場合は、1/8)以下とすること。</p> <p>ハ 高低差が七十五センチメートルを超える場合においては、高低差七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>	
<p>(3) 廊下等及び各室の出入口</p>	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>3 (1)の項に定める構造の出入口から多数の者が利用する各室の5に定める構造の出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の廊下等(廊下その他これに類するものをいう。以下この</p>	<p>建築物</p>

表において同じ。)は、次に定める構造とすること。この場合において、(九)の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の廊下等は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

イ 幅は、内法を120cm以上とすること。

ロ 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。

ハ 高低差がある場合においては、(2)の項5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。

ニ (1)の項に定める構造の出入口並びに(9)の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

4 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、(2)の項5に定める構造とすること。

5 多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、(1)の項に定める構造とすること。

(4) 階段

多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段(その踊場を含む。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。

イ 手すりを設けること。

ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。

ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

ニ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする。踏面の先端部をその他の踏面部分及びけあげの色と明度の差の大きいもの

建築物

	<p>のとすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくいものとする。</p>	
(5) 便所	<p>1 多数の者が利用する便所を設ける階((6)の項に定める構造の便所がある階を除く。2において同じ。)においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階においては、手すりが配置されている床置き式の小便器がある便所を1以上設けること。</p>	<p>建築物(第2種保健福祉施設のうち保育所、教育施設及び共同住宅を除く。)</p>
(6) 車いす使用者用便房	<p>多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている車いす使用者用便房が設けられていること。</p> <p>ロ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ホ 車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ及びけこみに配慮した洗面器が設けられていること。</p> <p>ヘ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。</p> <p>ト 車いす使用者が円滑に利用できるよう位置及び角度に配慮した鏡が設けられていること。</p>	<p>建築物(第2種保健福祉施設のうち保育所、教育施設のうち幼稚園及び共同住宅を除く。)</p>

	<p>チ 車いす使用者用である旨を見やすい方法で表示すること。</p>	
(7) 駐車施設	<p>多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を1以上(全駐車台数が百を超える場合にあっては、1にその超える駐車台数100までごとに1を加えた数以上)設けること。ただし、機械式駐車場のみを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、350cm以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ニ 床面は、水平とすること。</p>	<p>建築物(事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。)</p>
(8) 視覚障害者を誘導する装置	<p>1 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口から道等に至る敷地内の一以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 傾斜路の上端及び下端に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「注意喚起用床材」という。)を敷設す</p>	<p>1にあつては建築物(事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。)、2から4までにあつては建築物(第一種保健福祉施設、第二種保健福祉施設(婦人保護施設、高齢者共同作業場、心身障害者地域福祉作業所及び精神障害者共同作業所を除く。)、教育施設、事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。)</p>

	<p>ること。</p> <p>ハ 車路に接する部分及び車路を横断する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ニ 段の上端及び下端に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>2 直接地上へ通ずる出入口から施設内の人又は標識により視覚障害者に施設の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの一以上の廊下等及び階段は、1に定める構造に準じたものとする。</p> <p>3 2に掲げる廊下等以外の廊下等に設ける傾斜路は、1のロに定める構造に準じたものとする。</p> <p>4 2に掲げる階段以外の階段は、1の2に定める構造に準じたものとする。</p>	
<p>(9) エレベーター</p>	<p>1 多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設においては、かごが当該階(専ら駐車施設の用に供される階にあっては、当該駐車施設に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>2 1に定めるエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>イ かごの床面積は、1.83㎡以上とすること。</p> <p>ロ かごの奥行きは、内法を135cm以上とすること。</p> <p>ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>ニ かご内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>ホ かご内には、手すりを設けること。</p> <p>ヘ かご内には、かごが停止する予</p>	<p>建築物(教育施設を除く。)。ただし、第1種医療施設、第1種保健福祉施設、第1種官公庁施設、文化教養施設、公益施設以外の建築物にあっては、用途面積が2,000㎡以上のものとする。</p>

定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ト かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

チ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法のりを80cm以上とすること。

リ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヌ かご内及び乗降ロビーには、視覚障害者が円滑に操作することができるように点字による表示を併用した制御装置(リに掲げる制御装置を除く。)を設けること。

ル 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法のりを150cm以上とすること。

ヲ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(10) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できるような高さ及びけこみに配慮した受付カウンター及び記載台を1以上設けること。	建築物
(11) 公衆電話所	<p>1 公衆電話所を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できるような高さ、けこみ等に配慮した公衆電話所を1以上設けること。</p> <p>2 公衆電話所に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、(1)の項に定める構造とすること。</p>	建築物
(12) 券売機	券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を1以上設けること。	建築物

	<p>イ 車いす使用者が円滑に利用できるように高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。</p> <p>ロ 視覚障害者が円滑に利用できるように点字による表示を併用した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。</p>	
(13) 改札口及びレジ通路	<p>改札口(公共交通機関の施設その他の施設の運賃、入場料金等を徴収するための出入口をいう。以下この表において同じ。)及びレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下この表において同じ。)を設ける場合においては、1以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を80cm以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ニ 床面は、水平とすること。</p>	建築物
(14) 館内案内板	<p>館内案内板を設ける場合においては、次に定める基準に適合する館内案内板を1以上設けること。</p> <p>イ 文字や記号は、大きく、太く、かつ、地板の色と明度の差の大きい色とすること等により、分かりやすいものとする。</p> <p>ロ 点字による表示を併用すること。</p> <p>ハ 車いす使用者用便房がある場合は、その位置を表示すること。</p>	建築物
(15) 観客席	<p>1 固定式の客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者が円滑に利用できる客席区画(以下この表において「車いす使用者用区画」という。)を1以上(客席数が百席を超え400席以下の場合にあつては2以上、400を超える場合にあつては2にその超える客席</p>	建築物



	<p>数200までごとに1を加えた数(当該数が10を超える場合は、10とする。)以上設けること。</p> <p>イ 客席区画の幅及び奥行きは、それぞれ内法のを85cm以上及び120cm以上とすること。</p> <p>ロ 床面は、水平とし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ハ 客席区画の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。</p> <p>2 出入口から車いす使用者用区画に通ずる客席内の通路の幅は、内法のを120cm以上とすること。</p> <p>3 2に掲げる通路に高低差がある場合においては、(2)の項5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p>	
(16) 洗面所	<p>多数の者が利用する洗面所を設ける場合においては、次に定める構造の洗面所を1以上設けること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ及びけこみに配慮した洗面器が設けられていること。</p> <p>ハ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。</p> <p>ニ 車いす使用者が円滑に利用できるよう位置及び角度に配慮した鏡が設けられていること。</p>	建築物
(17) 浴室	<p>多数の者が利用する浴室を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。</p> <p>イ 洗い場及び脱衣室の出入口の幅は、内法のを80cm以上とすること。</p> <p>ロ 洗い場及び脱衣室の出入口は、車いす使用者が通過する際に支障とならぬ段を設けたいこと</p>	建築物

	<p>ハ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 浴槽、洗い場及び脱衣室には、手すりを適切な位置に配置すること。</p> <p>ホ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ヘ 洗い場及び脱衣室の水栓器具は、レバー式その他操作が容易な方式のものを適当な位置に一以上設けること。</p>	
(18) 更衣室等	<p>多数の者が利用する更衣室等(更衣室又はシャワー室をいう。以下この表において同じ。)を設ける場合においては、次に定める構造の更衣室等を1以上設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。</p> <p>イ 出入口の幅は、内法のり80cm以上とすること。</p> <p>ロ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ハ 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ホ 手すりを適切な位置に配置すること。</p> <p>ヘ シャワー等の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。</p>	建築物
(19) 授乳場所	授乳を行うことができる場所を確保し、当該場所には、乳幼児用ベッド及びいすその他これらに類するものを設けること。	第1種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積5,000㎡以上のもの
(20) おむつ交換台	おむつを交換できる台その他これに類するものを一以上設けること。	第1種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積2,000㎡以上のもの

(21) 乳幼児いす	乳幼児いすその他これに類するものを備えた便房を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を設けること。	第1種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積2,000㎡以上のもの
(22) 客室	<p>次に定める構造の客室を客室数に1/50を乗じて得た数(1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数)以上設けること。ただし、当該数が8を超える場合は、8とする。</p> <p>イ 出入口は、(1)の項に定める構造とすること。</p> <p>ロ 室内には、(6)の項イからニまでに定める構造の車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>ハ 室内には、(17)の項に定める構造の浴室を設けること。</p> <p>ニ 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な面積が確保されていること。</p>	宿泊施設で100室以上の客室を有するもの
2 建築物以外の公共交通機関の施設		
(1) 改札口	<p>改札口を設ける場合においては、1以上の改札口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、内法を80cm以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ニ 床面は、水平とすること。</p>	建築物以外の公共交通機関の施設
(2) 乗降場	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 縁端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>3 両端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設し、かつ、転落を防止するための柵さくを設けること。</p> <p>4 乗降場付近には、必要に応じて、いすを設ける場所を確保すること。</p> <p>5 乗降場と公共車両等との間隔及び段差は、できる限り小さくすること。</p>	建築物以外の公共交通機関の施設

(3) 通路

建築物以外の公共交通機関の施設

- 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとする。
- 3 (1)の項に定める構造の改札口から乗降場に至る1以上の通路は、次に定める構造とすること。この場合において、(5)の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該一以上の通路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。
  - イ 幅は、120以上とすること。
  - ロ 高低差がある場合においては、4に定める構造の傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
  - ハ (1)の項に定める構造の改札口、(5)の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分の床面は、水平とすること。
  - ニ 誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
- 4 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。
  - イ 幅は、内法のを120cm(段を併設する場合にあつては、990cm)以上とすること。
  - ロ 勾こう配は、1/12(高低差が16以下の場合は、1/8)以下とすること。
  - ハ 高低差が75cmを超える場合においては、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。
  - ニ 手すりを設けること。
  - ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面の色と明

	<p>度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>	
(4) 階段	<p>(1)の項に定める構造の改札口から乗降場に至る通路に階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ニ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする。踏面の先端部をその他の踏面部分及びけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくいものとする。</p> <p>ホ 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>	建築物以外の公共交通機関の施設
(5) エレベーター	<p>道路から乗降場に至る通路に段差が生ずる部分がある場合で車いす使用者用特殊構造昇降機又は傾斜路により当該段差を解消できないものにあつては、当該部分に次に定める構造のエレベーターを設けること。</p> <p>イ かごの床面積は、1.83㎡以上とすること。</p> <p>ロ かごの奥行きは、内法を135cm以上とすること。</p> <p>ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>ニ かご内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>ホ かご内には、手すりを設けること。</p> <p>ヘ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p>	建築物以外の公共交通機関の施設のうち停車場

	<p>ト かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>チ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法のを80cm以上とすること。</p> <p>リ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ヌ かご内及び乗降ロビーには、視覚障害者が円滑に操作することができるように点字による表示を併用した制御装置(リに掲げる制御装置を除く。)を設けること。</p> <p>ル 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法のを150cm以上とすること。</p> <p>ヲ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p>	
(6) 便所	<p>1 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、手すりが配置されている床置き式の小便器がある便所を1以上設けること。</p>	建築物以外の公共交通機関の施設
3 道路		
(1) 歩道	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 幅員は、200cm以上(自転車歩行者道の場合にあつては、300cm以上)とし、かつ、100cm以上の平坦部分を連続して設けること。ただ</p>	道路

	<p>し、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>3 排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>4 横断勾こう配は、二パーセント以下とすること。</p> <p>5 歩道が交差点、横断歩道又は縁石の切下げ部分において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車道との境界部分の段差は、視覚障害者が認識できるものとするとともに、車いす使用者の歩行に支障のないものとする。</p> <p>ロ すりつけ勾こう配は、5%以下とすること。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難である場合は、8%以下とすることができる。</p> <p>ハ すりつけ部と段差との間におおむね150cmの水平区間を設けること。</p> <p>6 必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。この場合において、誘導用床材及び注意喚起用床材の色は、できるだけ黄色とすること。</p> <p>7 バスの停留所付近その他の場所には、必要に応じていすを設ける場所を確保すること。</p> <p>8 横断歩道又はバスの停留所その他これに類するものに接する歩道には、必要に応じて歩行者等の滞留の用に供する場所を確保すること。</p>	
(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	<p>1 階段、傾斜路及びその踊場には、手すりを設けること。</p> <p>2 階段は、回り階段としないこと。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>4 踏面の色をけあげの色と明度の差の</p>	道路

	<p>大きいものとする、踏面の先端部をその他の踏面部分及びけあげの色と明度の差の大きいものとする、等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくいものとする。</p> <p>5 階段の上端及び下端に近接する歩道及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>	
4 公園等		
(1) 出入口及び改札口	<p>1 次に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ロ 幅は、内法を200cm以上とすること。</p> <p>ハ 縦断勾こう配は、8%以下とすること。</p> <p>ニ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ 車止め柵を設ける場合においては、柵と柵の間隔は、90cm以上とすること。</p> <p>2 出入口に改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。</p> <p>イ 幅は、内法を80cm以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ニ 床面は、水平とすること。</p>	公園等
(2) 園路	<p>1 (1)の項に定める構造の出入口又は改札口から便所又はあずまや若しくは休憩所に通ずる園路のうち、1以上の園路は、次に定める構造とすること。ただし、自然地形又は文化財の保護等の理由により当該構造とすることが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りに</p>	公園等(自然公園等を除く。)



くい材料で仕上げること。

ロ 幅員は、120cm以上とすること。

ハ 縦断勾こう配は、8%以下とし、かつ、横断勾こう配は、おおむね水平とすること。

ニ 4%以上の縦断勾こう配の区間の長さが50mを超える場合は、50m以内ごとに踏幅150cm以上の水平な部分を設けること。

ホ 縁石を切り下げる場合は、切下げ部分の幅及びすりつけ勾こう配は、それぞれ120cm以上及び8%以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ヘ 園路を横断する排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込みにくい構造の溝ぶたを設けること。

2 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。

イ 幅は、内法のを120cm以上とすること。

ロ 手すりを設けること。

ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ニ 高低差が300cmを超える場合は、高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場を設けること。

ホ 段の上端及び下端に接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

ヘ 次に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。

(1) 幅は、内法のを90cm以上とすること。

(2) 傾斜路の縦断勾こう配は、8%以下とすること。

(3) 高低差が75cmを超える場合は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

	<p>(4)手すりを設けること。</p> <p>(5)表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6)傾斜路の上端及び下端に近接する園路及びその踊場の部分に、注意喚起用床材を敷設すること。</p>	
(3) 駐車施設	<p>多数の者が利用する駐車施設を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を1以上(全駐車台数が百を超える場合にあっては、1にその超える駐車台数100までごとに1を加えた数以上)設けること。ただし、機械式駐車場のみを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口又は改札口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車施設内の通路は、(2)の項に定める構造のものとし、(1)の項に定める構造の出入口又は改札口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、350cm以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ニ 床面は、水平とすること。</p>	公園等
(4) 案内表示等	<p>1 案内板を設ける場合においては、当該案内板は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、理解しやすい高さ、文字の大きさ、色合い等のものとすること。</p> <p>2 視覚障害者に配慮した案内の設備を設ける場合においては、必要に応じて、音声により知らせる装置、誘導用床材等を敷設すること。</p>	公園等
5 路外駐車場		
(1) 出入口	<p>次に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 幅は、内法のりを80cm以上と</p>	路外駐車場

	<p>すること。</p> <p>ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	
<p>(2) 敷地内の通路</p>	<p>(1)の項に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、内法のりを120cm以上とすること。</p> <p>(2) 手すりを設けること。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 高低差が300cmを超える場合は、高低差300cm以内ごとに踏幅140cm以上の踊場を設けること。</p> <p>(5) 段の上端及び下端に近接する通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>ハ 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車いす使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けた場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 幅員は、120cm以上とすること。</p> <p>ホ 高低差がある場合においては、へに定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>ヘ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、内法のりを120cm(段を併設する場合にあっては、90cm)以上とすること。</p>	<p>路外駐車場</p>

	<p>(2) 勾こう配は、1 / 1 2 (高低差が 1 6 cm 以下の場合、1 / 8 以下とすること。</p> <p>(3) 高低差が 7 5 cm を超える場合においては、高低差 7 5 cm 以内ごとに踏幅 1 5 0 cm 以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 手すりを設けること。</p> <p>(5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>	
(3) 駐車施設	<p>多数の者が利用する駐車施設には、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を一以上(百を超える場合にあっては、1 にその超える駐車台数百までごとに1を加えた数以上)設けること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る駐車施設内の通路は、(2)の項に定める構造のものとし、(1)の項の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 幅は、3 5 0 cm 以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ニ 床面は、水平とすること。</p>	路外駐車場で全駐車台数が二十以上のもの

備考

- 1 この表の1の部の下欄に掲げる「建築物」とは、別表第1の1の部の上欄に掲げるすべての建築物をいう。
- 2 この表の3の部の下欄に掲げる「道路」とは、別表第1の3の部の上欄に掲げるすべての道路をいう。
- 3 この表の4の部の下欄に掲げる「公園等」とは、別表第1の4の部の上欄に掲げるすべての公園等をいう。
- 4 前3号に定めるもののほか、この表の下欄に掲げる用語の意義は、別表第1の上欄に定めるところによる。